

13. 交通料金の割引など

(1) 南丹市営バス・デマンドバス・ぐるりんバス

■南丹市営バス・デマンドバス

乗車形態	割引の内容	割引率	対象者
本人のみ	普通運賃・回数券・定期券	5割	身体障害者手帳・療育手帳・精神
介護者と乗車			障害者保健福祉手帳のいずれかを 持つ方とその介護者1人

◎デマンドバスには、回数券・定期券はありません。

◎降車時・乗車券購入時に障害者手帳を提示してください。

◎担当窓口：南丹市地域振興課 電話：0771-68-0019／FAX：0771-63-0653

■ぐるりんバス

乗車形態	割引の内容	割引率	対象者
本人のみ	普通運賃・定期券	5割	身体障害者手帳・療育手帳・精神 障害者保健福祉手帳のいずれかを 持つ方
介護者と乗車	普通運賃・定期券	5割	第1種身体障害者手帳・療育手帳 A・精神障害者保健福祉手帳のい ずれかを 持つ方とその介護者1人

◎ぐるりんバスには、回数券の割引はありません。

◎運賃支払時・乗車券購入時に障害者手帳を提示してください。

◎担当窓口：中京交通 電話：0771-63-0521

(2) 路線バス・タクシー・鉄道・航空

■京阪京都交通 路線バス

乗車形態	割引の内容	割引率	対象者
本人のみ	普通運賃・回数券	5割	身体障害者手帳、療育手帳または
	定期券	3割	精神障害者保健福祉手帳を持つ方
介護者と乗車	普通運賃・回数券	5割	身体障害者手帳、療育手帳または
	定期券	3割	精神障害者保健福祉手帳を持つ方とその介護者

◎運賃支払時・乗車券購入時に障害者手帳を提示してください。

◎障害者手帳アプリ「ミライロ ID」の提示でも割引適用可能です。

◎既に割引が適用されている一部の回数券を除きます。

◎担当窓口：京阪京都交通 電話：0771-23-8000

■その他路線バス

乗車形態	割引の内容	割引率	対象者
本人のみ	普通運賃・回数券	5割	身体障害者手帳または療育手帳
	定期券	3割	を持つ方
介護者と乗車	普通運賃・回数券	5割	第1種身体障害者手帳または療育
	定期券	3割	手帳 A を持つ方とその介護者1人

◎運賃支払時・乗車券購入時に障害者手帳を提示してください。

◎担当窓口：京都府バス協会 電話：075-691-6517

■タクシー

割引の内容	割引率	対象者
京都府内の全事業者のタクシー料金	1割	身体障害者手帳または療育手帳 を持つ方

◎精神障害者保健福祉手帳を持つ方を対象にしている事業者もありますので、乗務員にお尋ねください。

◎乗車時に障害者手帳を提示してください。

◎担当窓口：京都陸運支局 電話：075-681-9765

タクシー各社

てつどう 鉄道

乗車形態	割引の内容	割引率	対象者
本人のみ	普通乗車券(片道101 km以上)	5割	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持つ人
介護者と乗車	普通乗車券・回数券 急行券(特急券・座席券除く) 定期券(本人が12歳以上)	5割	第1種身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持つ人とその介護者1人
	定期券(本人が12歳未満)	5割	第1種身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持つ人とその介護者1人

◎手帳の鉄道株式会社旅客運賃減額欄に、第1種又は第2種の記載が必要です。

◎乗車券購入時に障害者手帳を提示してください。

◎担当窓口：鉄道各社

こうくう 航空

搭乗形態	割引の内容	対象者
本人のみ	国内線の航空券	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ方
介護者と搭乗		身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ方、および同一便に搭乗する介護者1人

◎割引の内容は各事業者で異なりますので、航空各社にお尋ねください。

◎航空券購入時に障害者手帳を提示してください。

◎担当窓口：航空各社

(3) 有料道路障害者割引制度

■内容・対象者

運転者	割引の内容	割引率	対象者
本人	有料道路の 通行料金	5割	身体障害者手帳を持つ方（第1種・第2種とも）
介護者 ※対象者と同乗			第1種身体障害者手帳または療育手帳Aを持つ方

※事前に登録できる自動車は、障がい者の方お1人につき1台です。

※ETC無線通行（ノンストップ走行）される自動車は、障がい者の方お1人につき
事前登録した1台に限ります。

※自動車を保有されていない、または事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等の事情がある時は、自動車を事前登録されない場合でも一定の要件を満たす自動車が割引の対象となります。

■手続き

①相談・申請書の提出	南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。 《必要なもの》 ◎申請書 ◎障害者手帳とその別冊 ◎登録する自動車の車検証 ◎運転者の運転免許証
ETC利用の場合 (右のものも必要)	◎ETC車載器セットアップ申込書・証明書 ◎対象者名義（第1種身体障害者手帳・療育手帳Aを持つ未成年は親権者・後見人名義でも可）のETCカード
②割引証明など	対象となる場合、手帳の別冊に割引証明を作成します。
ETC利用の場合	ETC登録完了後、対象者あてにETC利用開始日のお知らせがあります。
③割引の利用	料金所で手帳と別冊の割引証明を提示してください。
ETC利用の場合	利用開始日以降に料金所のETCレーンを通行してください。

※ETCを新たに利用したい場合、申請書（事業者送付用）を有料道路ETC割引登録係に郵送すれば利用できるようになります。

※有効期限の更新など他に必要な手続きもあります。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

有料道路ETC割引登録係 電話：045-477-1233

(4) 市営自転車等駐車場

■内容・対象者

対象施設	割引の内容	割引率	対象者
園部駅西口広場 自転車等駐車場	定期駐車料金	5割	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・被爆者健康手帳のいずれかを持つ方、または生活保護（生活扶助）を受けている方
八木駅前自転車等駐車場			

■手続き

下記の場所で、定期駐車申込時に申請書を提出してください。

《園部駅西口広場自転車等駐車場》

◎園部駅西口広場自転車等駐車場管理事務所 電話：0771-68-1234

《八木駅前自転車等駐車場》

◎あじさい園 電話：0771-42-5576

《必要なもの》

◎申請書

◎障害者手帳の写し

◎駐車料金

■担当窓口

《園部駅西口広場自転車等駐車場》

園部駅西口広場自転車等駐車場管理事務所 電話：0771-68-1234

南丹市建設整備課 電話：0771-68-0051／FAX：0771-63-0654

《八木駅前自転車等駐車場》

あじさい園 電話：0771-42-5576

南丹市地域振興課 電話：0771-68-0019／FAX：0771-63-0653

(5) 駐車禁止除外指定車標章

■ 内容

駐車禁止除外指定車標章を掲出すると、障がいのある方が運転または乗車する車両を、公安委員会が駐車禁止を指定した場所に一時的に駐車することができます。

※ 駐車禁止除外指定車標章は、おもいやり駐車場利用証としても利用できます。

■ 対象者

下記のいずれかの障害者手帳などを持つ方

- ① 視覚4級の1以上 ② 聴覚3級以上 ③ 平衡機能3級
- ④ 上肢2級の2以上 ⑤ 下肢4級以上 ⑥ 体幹3級以上
- ⑦ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能
上肢機能2級以上（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）
移動機能4級以上
- ⑧ 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能3級以上
- ⑨ 免疫・肝臓機能3級以上 ⑩ 療育手帳A ⑪ 精神障害者保健福祉手帳1級
- ⑫ 色素性乾皮症（小児慢性特定疾患児手帳を所持）

■ 手続き

南丹警察署に相談のうえ、申請書を提出してください。

《必要なもの》

- ◎ 指定申請書（押印が必要）
- ◎ 障害者手帳、小児慢性特定疾患児手帳等

※ 対象者が申請できない場合は代理人が申請できますが、下記のものも必要です。

- ◎ 委任状（対象者本人が作成したもの）
- ◎ 本人の住民票等（申請日からおおむね1週間以内のもの）
- ◎ 代理人の自動車運転免許証、健康保険証、パスポート等

■ 担当窓口

南丹警察署 電話：0771-62-0110

(6) おもいやり駐車場利用証

■内容

車いすマーク駐車場の適正な利用のため、対象者に利用証を交付します。

利用できる駐車場は、公共施設やショッピングセンターなどの出入口に近い場所に設けられています。

※駐車禁止除外指定車標章は、おもいやり駐車場利用証としても利用できます。

■対象者

下記のいずれかの障害者手帳などを持つ方

- ①視覚4級以上 ②聴覚3級以上 ③平衡機能5級以上
- ④上肢2級以上 ⑤下肢6級以上 ⑥体幹5級以上
- ⑦乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能
上肢機能2級以上、移動機能6級以上
- ⑧心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能4級以上
- ⑨免疫・肝臓機能4級以上 ⑩療育手帳A ⑪精神障害者保健福祉手帳1級
- ⑫特定疾患医療受給者票 ⑬小児慢性特定疾患医療受診券
- ⑭要介護状態区分が要介護1～5の方
- ⑮母子健康手帳取得時～産後2年（多胎児の場合は、産後3年）までの方
- ⑯けが等により一時的に移動に配慮が必要な方
- ⑰診断書等により、歩行や乗降が困難と認められる方

■手続き

南丹保健所に相談のうえ、申請書を提出してください。

《必要なもの》

◎申請書

◎障害者手帳・特定疾患医療受給者票・小児慢性特定疾患医療受診券など

◎歩行や乗降が困難で上記の手帳などがない場合は医師の診断書など

※郵送による申請方法については、担当窓口までお問い合わせください。

■担当窓口

南丹保健所 電話：0771-62-0361／FAX：0771-63-0609